

アメリカ法における債権の譲受人に 対する抗弁の放棄（2・完）

——三者型クレジット契約における消費者の保護を中心に——

小 島 庸 輔

第1章 はじめに

第1節 改正民法と抗弁の切断

第2節 問題の所在

第2章 抗弁放棄の前提問題

第1節 債権譲渡の可否とその規律

第2節 抗弁と譲受人の地位

第3節 抗弁の放棄

第3章 流通証券の正当な所持人

第1節 抗弁放棄の嚆矢

第2節 流通証券の正当な所持人の法理

第3節 抗弁放棄に対する正当な所持人の法理の影響

第4章 統一商事法典の規定

第1節 草案と1952年法典

第2節 1957年法典

第3節 小 括

第5章 抗弁放棄をめぐる判例

第1節 抗弁放棄を肯定する判例

第2節 抗弁放棄を否定する判例

第3節 小 括

(以上、前号)

第6章 各州制定法と統一消費者信用法典

第1節 各州制定法の規制

第2節 統一消費者信用法典

第3節 小括

第7章 連邦取引委員会による規制規則

第1節 規制規則の背景

第2節 消費者の権利及び抗弁の保護に関する取引規制規則

第3節 連邦取引委員会の規制規則に対する評価

第4節 小括

第8章 おわりに

第6章 各州制定法と統一消費者信用法典

判例法による抗弁放棄の制約の動向をうけつつ、統一法であるUCCでは、抗弁放棄の制限が試みられたものの、失敗に終わっていた。抗弁放棄の制限は、各州の判例法、制定法に委ねられている。本章では、各州制定法がいかなる形で抗弁放棄を制限していたかを検討する。第一に、各州制定法を概観し、第二に、統一消費者信用法典を扱う。

第1節 各州制定法の規制

次節の統一消費者信用法典が制定される頃までの各州制定法の規制を概観⁽⁷¹⁾しておく。次のように州の間での違いと同時に、1つの州の中でも必ずしも一律ではない規制がなされている。

(1) 州による規制方法の違い

抗弁放棄を規制する代表的な州として頻繁に取り上げられるのがニューヨーク州である。当時のニューヨーク州法においては、売主が信義誠実、有償であることに加えて、買主に譲渡の通知をした後10日以内に抗弁を生じる事実に関する書面での通知(notice)を受け取っていない場合には、抗弁が切⁽⁷²⁾断されるとされた。こうしたルールは、切断型制定法(cut-off statutes)と呼ばれている。

しかし、消費者割賦販売の場合、多くは、売買の当日もしくは翌日には債権がファイナンス会社に譲渡されることから、商品の受領後のわずかな期間のうちに、その瑕疵の存在等まで明らかにしなければならないというのは、あまりに酷であった。⁽⁷³⁾ それゆえ、抗弁を制限するに過ぎない切断型制定法の一方で、全面的に抗弁の放棄を全面的に禁止する州制定法が現れる。⁽⁷⁴⁾

これに加えて、制定法による手当が行われていない州もあり、全米では、3種類の動向があったといえる。

（2）州内での規制対象による違い

各州の違いだけでなく、特定の州内においても規制の対象ごとに異なる取扱いがなされることがある。例えば、ミシガン州においては、物品の購入、家屋の修繕のための取引においては、通知が伴う場合に抗弁の放棄が認められていたのに対して、自動車の購入のための取引においては、抗弁放棄を全面的に否定するといった状況となっていた。⁽⁷⁵⁾

とりわけ、自動車の販売代金の与信については、別段の制定法が設けられることが多かったこともあり、ある規定において消費者割賦販売の抗弁放棄が一般に禁止されている一方で、別段の規定で、特定の取引について抗弁の放棄を認めるといった形で、与信の目的となる取引に応じて、抗弁の放棄の可否が異なるということが生じていた。

以上のように、各州による規制方法の違いに加えて、州内での規制対象の違いもあり、抗弁放棄の規制は、全米的に見て極めて複雑な状況にあった。

第2節 統一消費者信用法典

UCCで実現しなかった抗弁放棄に対する消費者の保護は、統一消費者信用法典（Uniform Consumer Credit Code、以下、UCCCという）において、規定が設けられる。⁽⁷⁶⁾

UCCCは、NCCUSLにより提案された統一法であり、1963年に検討が開始され、1968年に公表されている。⁽⁷⁷⁾ UCCCの目的は、消費者信用及び高利

貸を規律する法を簡易、明確、現代的にすること、適法で良心的な債権者の利益に適切に配慮しながらも、一部の消費者信用提供者による不公平な慣行から消費者を保護すること、公平で経済的に正常な消費者信用慣行の発展を可能にし、促進することなどにあるとされる(UCCC(1974) § 1.102)。前節の抗弁放棄の規制がそうであったように、消費者信用取引に対する規律の仕方が極めて複雑化していたところ、UCCCは、1つの制定法で全ての消費者信用を規律する試みである⁽⁷⁸⁾。

UCCCの規定がUCCその他の法と一致しない場合には、UCCCの規定が優先されるとされており、UCCCは、特別法として位置づけられる(UCCC(1974) § 1.103)。抗弁放棄については、UCC上にその効力を有効とする規定があり、それが一般法として働くのに対し、UCCCによる特別法上の制限がなされているものといえる。

本節では、UCCCによる抗弁放棄の制限を検討する。UCCCは、1968年に公表された後、1974年に大幅な改正が行われており、これを順に扱うこととする。

(1) 1968年法典

1968年に公表されたUCCCにおいて、譲渡人に対する債務者の抗弁に関する規定は、パート4「合意及び慣行に対する制限」に配置されており、同パートの規定は、消費者信用販売(consumer credit sales)及び消費者賃貸借(consumer leases)に適用されるとされる(UCCC § 2.401)。消費者信用販売とは、物品、サービス、または、土地に対する権利の販売であり、その信用が同じ種類の信用取引に定期的に売主として従事している者によってなされていること、買主が自然人であること、物品、サービス、土地に対する権利が、主として個人、家族、家庭、または、農業のために購入されていること、債務が割賦弁済で支払われる、もしくは、クレジット手数料(credit service charge)が支払われること、そして、物品またはサービスの販売に関して、信用の総額が25,000ドルを超えないことを満たすものをいう

(*Id.* § 2.104 (1)⁽⁷⁹⁾)。物品の販売には、形式上寄託や賃貸借であっても、実質的に、売買であるものが含まれる (*Id.* § 2.105 (4))。また、消費者賃貸借とは、物品の賃貸借であり、個人、家族、家庭、または、農業のために賃貸借を受ける自然人に対して、定期的に賃貸借業に従事している賃貸人がなしていること、賃貸借のもとで支払われる総額が25,000ドルを超えないこと、賃貸借の4カ月以上の期間を有していることを満たすものをいう (*Id.* § 2.106 (1)⁽⁸⁰⁾)。これらの取引に、UCCCの抗弁放棄の制限規定が適用される。

UCCCにおいて、債権の譲受人に対する債務者の抗弁に関する規定は2種類用意されており、採用の際に各州が裁量で選択できるものとされる。

その1つ選択肢Aは、「売主及び賃貸人（以下、売主等とする）の権利の譲受人は、反対の合意があっても、販売、賃貸借から生じる買主及び賃借人（以下、買主等とする）の売主等に対する全ての請求権及び抗弁に服する。」とする (*Id.* § 2.404 [ALTERNATIVE A])。抗弁の接続を規定しており、それに反する当事者の抗弁放棄の効力は、否定されている。このような規定について、起草者コメントは「UCC § 9-206に関連して、増加している判例を成文化したものである」と説明し、その際に、[14] Quality Finance Co. 事件判決及び [20] Unico 事件判決⁽⁸¹⁾を引用している。

これに対して、選択肢Bは、「販売、賃貸借から生じる請求権または抗弁を譲受人に対して主張しない旨の合意は、買主等の契約を信義誠実、有償で取得し、買主等にこのセクションで定める譲渡の通知をなし、譲渡の通知を送付してから3か月以内に、買主等の請求権または抗弁を生じる事実に関する書面での通知を受領しておらず、売主等と関係していない譲受人との関係でのみ、効力を有する。この合意は、通知が送付された後3か月が過ぎるまでに生じた請求権または抗弁に関してのみ、効力を有する。」とし、通知には譲渡される債権が特定できる事項、譲受人の連絡先、さらに、3か月以内に売主等に対する不服、請求権または抗弁を通知しないと譲受人に対抗できないことなどが含まれていなければならないとする (*Id.* § 2.404 (1))

[ALTERNATIVE B]⁽⁸²⁾。この方法による抗弁等の放棄が認められる場合であっても、譲受人の通知から3か月を過ぎた後に発生する抗弁等については、放棄の対象とならず、譲受人に対抗することができる。こうした債務者に対する譲渡の通知と債務者からの抗弁等に関する通知による抗弁切断を認める選択肢Bの由来は、「いくつかの州の制定法に従ったものである」と説明されている⁽⁸³⁾。すなわち、そのモデルは切断型制定法であり、起草者もその代表であるニューヨーク州制定法を挙げている⁽⁸⁴⁾。また、選択肢Bにおいては、譲受人が抗弁放棄の効果を主張するための要件である信義誠実について、他の買主等による売主等の不履行または履行拒絶に関する多数の主張があること、そして、売主等が不履行を治癒しなかったことを知っている、もしくは、取引の過程、記録からそのことに気づいている場合には、信義誠実に当たらないとしており、売主等と与信者との密接関連性が抗弁放棄を妨げるような立て付けとなっている (*Id.* § 2.404 (2) [ALTERNATIVE B])。

なお、選択肢A、Bのどちらにおいても、「本セクションにおける譲受人の義務は、請求権または抗弁が譲受人に対して主張される時点で譲受人に対して負っている総額を超えるものではない。本セクションのもとでの買主等の権利は、譲受人の請求に対する抗弁または相殺としてのみ主張することができる。」とされている (*Id.* § 2.404 (1) [ALTERNATIVE A], 2.404 (3) [ALTERNATIVE B])。すなわち、債務者は、譲受人に対して、その時点での債権額を超えて支払いを求めることはできないから、債務者に対して、売主等に対するのと同様の多額の損害賠償を請求したり、既払分の返還を請求したりすることはできない⁽⁸⁵⁾。

以上のように、抗弁放棄の効力について、選択肢Aによれば、全面的に否定されており、また、選択肢Bによれば、債務者が譲受人に適切な通知をする場合を除き制限がなされているとともに、密接関連性の法理に類似する制限も課されており、UCCCは、極めて制約的態度を示しているものといえる。

抗弁切断手段として、同様の効果を生じる流通証券についても、UCCC

は、「売主等は……小切手以外の流通証券を受領してはならない。このセクションに違反して発行されたことを知って、流通証券を受領するとき、所持人は信義誠実でない。」として、支払いまでの期間が短い小切手を例外とするものの、⁽⁸⁶⁾約束手形等の流通証券の使用を禁止している。そして、それに反して手形が振り出された場合には、一応 HDC の法理による抗弁切断が生じるとするものの（*Id.* § 2.403）、その消費者証券を購入する専門融資者が HDC となることは稀であり、通常は HDC の地位を認められないとする⁽⁸⁷⁾。

選択肢 A における抗弁放棄の制約と流通証券の流通性に対する制約について、起草者は、それが多くの請求権、抗弁を生じる実務を行っている不誠実な売主との取引を金融機関に思いとどませる結果に至ること、誠実な売主等であれば取引に問題がある場合に債権の買戻しを期待できること、そして、金融機関は売主等との契約によりその利益を容易に保護することができることを考慮しており、金融機関が消費者信用取引を監督するよう助長することが最良の社会的規制（best sort of social control）と考⁽⁸⁸⁾えている。折衷案である選択肢 B の場合も含めてそうであるが、一般に消費者取引において抗弁放棄を制約する基礎には、こうした考慮があるものと考えられる。

1968年法典を採用している州の中では、ユタ州が選択肢 A を、オクラホマ州とワイオミング州、ウィスコンシン州が選択肢 B またはそれに類する内容（ただし、それぞれ譲受人に対する債務者の通知期間を短縮している）を採用している。

（2）1974年改正

UCCC は、その公表からわずか 6 年後の 1974 年に改正される（以下、これを RUCCC とする）。起草者によれば、改正の背景として、UCCC を施行した州の経験から当初予期しなかった問題が明らかとなったこと、全国消費者金融委員会（National Commission on Consumer Finance、以下 NCCF という）によるレポートが公表され、消費者信用市場を改善する多数の提言がなされたこと、1960年代から1970年代初頭にかけての消費者信用に関する

重要な立法、裁判上の展開があったこと、そして、1968年法典の起草時はまだ黎明期であった全国的なクレジットカードが普及してきたことが挙げられている⁽⁸⁹⁾。

消費者に対する与信取引における抗弁の切断に否定的な判例、立法が増える中で、NCCFのレポートもまた、抗弁の切断を非難の対象とした⁽⁹⁰⁾。これを受けたUCCCの改正において、抗弁の切断は、従来よりもいっそう制約的な形で規律されることとなる。その主要な変更は、抗弁の切断について比較的緩やかな制約の余地を残していた選択肢Bを削除するとともに、抗弁切断手段として認識されるようになってきた新たな2つの類型において、その効果を制限するものである。

まず、改正前の選択肢Aと同様に、「売主等の権利の譲受人は、財産またはサービスの販売、賃貸借から生じる、消費者の売主等に対する全ての請求権及び抗弁に服する」と抗弁の接続を規定し、「合意により、このセクションのもとでの消費者の請求権または抗弁を制限、放棄することはできない。」として、抗弁放棄を否定する(RUCCC § 3.404 (1)、(4))。また、流通証券の利用については、1968年法典と同様に禁止されているが、それに反して流通証券が用いられた場合であっても、HDCの効果が生じないと改められた(*Id.* § 3.307)。したがって、RUCCCのもとでは、流通証券が用いられているか、抗弁放棄がなされているか否かを問わず、抗弁が接続されることになる。

1968年法典の選択肢Bは、消費者からの通知を抗弁等の接続の要件としていたところ、消費者の多くが訴訟の提起まで抗弁を確保する方法に気づいておらず、適切な消費者保護が与えられていないとして、批判が少なくなかった⁽⁹¹⁾。それを受けて、改正は、選択肢Bを削除し、選択肢Aによる消費者保護に一本化することとなる。

抗弁の接続について、「消費者が売主等から満足を得るために信義誠実に試みた場合にのみ……請求権または抗弁の通知を受けた時点で……譲受人

に対し負っている金額の限りで……譲受人に対して主張されうる。」とする（*Id.* § 3.404 (2)）。ここでいう通知は、債務者が譲受人に対して抗弁等を主張する過程での前提的事項にすぎず、通知がない場合に抗弁の接続を生じる改正前の選択肢 B とは、異なるものである。⁽⁹²⁾なお、債務者から譲受人に対する請求権及び抗弁の通知は、請求権及び抗弁を主張する時点より前にすることができる。また、口頭での通知も有効であるが、譲受人が書面での通知を求めた後一定期間経過内に書面での通知をなさなかった場合にはその限りではない（*Id.* § 3.404 (2)）。⁽⁹³⁾

RUCCC は、改正前の選択肢 A に相当する上記の規定に加えて、抗弁切断手段として用いられる 2 つの取引類型についても、新たに抗弁の接続を規定する。その 1 つは、クレジットカード取引である。クレジットカード取引は、発行会社、売主にあたる加盟店、買主にあたる利用者それぞれの間での契約により成り立つ。発行会社が利用者に対して取得する債権については、売主に対する抗弁放棄の条項が組み入れられていることが一般的であり、消費者保護の観点から問題視されていた。⁽⁹⁴⁾クレジットカードにも多様なものがあり、クレジットカード発行会社自身が売主等である場合には、クレジットカード発行会社は、売主等と同様の責任を負い、また、クレジットカード発行会社はその名義で物品の販売、賃貸を行うことを許している場合には、クレジットカード発行会社が貸し付けた金額の限りで責任を負うとされる（*Id.* § 3.403 (1)、(2)）。⁽⁹⁵⁾これに対して、クレジットカード発行会社と売主等とが特殊な関係にない通常のクレジットカード取引の場合には、クレジットカード発行会社は、販売、賃貸の総額が50ドルを超え、なおかつ、カード所有者の居住地と販売、賃貸が生じた場所との距離が100マイル以内、または、同一州内にある場合には、請求権または抗弁の通知を受けた時点で譲受人に対して負っている金額の限りで、債務者の全ての請求権及び抗弁に服する（*Id.* § 3.403 (3)）。以上の規定に反して、請求権及び抗弁を制限、放棄する合意は認められない（*Id.* § 3.403 (5)）。通常のクレジットカード取引における抗

弁の接続に関する、取引の金額と場所の要件は、規律を導入するにあたり、当時のカリフォルニア州制定法として採用されたものを参考としている。その根拠は、金額の要件については、総額が50ドル未満の場合には現金による決済と同視されるのに対し、50ドル以上の金額では与信としての役割を果たし保護の必要が高いこと、場所の要件については、売主等がカード所有者との間で支払停止の問題を交渉により解決することができる距離にあること、及び、距離的制限なしにカード発行会社による売主等の監督することを合理的に期待できないことにあるとされる⁽⁹⁶⁾。

新たに規制の対象とされるまた1つの類型は、直接貸付 (direct loan) である。直接貸付とは、買主等が売買、賃貸借の代金を直接に金融機関から借り受けることであり、それをもって売主等に対する代金債務を弁済がなされる。買主等と売主等との間で締結される売買、賃貸契約と買主等と与信者である金融機関との間で締結される金銭消費貸借契約とは、別個の契約であるから、金融機関は、買主等の売主等に対する抗弁を受けない。しかし、売主等と与信者である金融機関とが連携して売買、賃貸の代金の与信を行っているときであっても、直接貸付を利用することによって、約束手形及び抗弁放棄に対する制限を潜脱し、買主の抗弁を切断することができると指摘されていた⁽⁹⁷⁾。RUCCCは、売主等が手数料をとって与信を手配していることを与信者が知っている場合、売主等がローンを保証している場合など、売主等と与信者の関連性から抗弁の接続を認めるべき一定の直接貸付を要件化し、請求権または抗弁の通知を受けた時点で譲受人に対して負っている金額の限りで、与信者が債務者の全ての請求権及び抗弁に服すると規定した (*Id.* § 3.405 (1)、(2))。以上の規定に反してなされる抗弁の制限、放棄は、認められない (*Id.* § 3.405 (4))。

以上のように、RUCCCは、抗弁放棄をより厳格に制限するとともに、流通証券のHDCの法理、抗弁放棄、クレジットカード契約、売主等と与信者とが密接に関連する直接貸付という、抗弁切断手段全般について、足並みを

そろえる形で制限を課し、消費者の抗弁の保護を実現しようとする点に特徴がある。

以上の RUCCC の規律を採用している州として、アイオワ州、カンザス州がある。同じく RUCCC を採用しているコロラド州、アイダホ州、メイン州は、改正前の選択肢 A と同様の効果を有する独自の規定を置いている。

第3節 小括

本章では、各州制定法と統一消費者信用法典における、抗弁放棄に関連する規律を検討した。消費者に対する与信を適正化する各州制定法、UCCC は、1960年代中盤以降に盛んに形成されたものである。しかし、抗弁放棄の規制に関して、各州制定法では、州により抗弁放棄の制限の仕方が異なり、また、1つの州の中でも異なる規律がなされており、複雑な状況にあった。そうしたパッチワーク的な状態にある州制定法を解消しようとする試みが、UCCC であった。

1968年の UCCC は、当時の制定法、判例法の動向を踏まえて、各州の判断に委ね、消費者取引における抗弁放棄を無効とし、もしくは、譲受人からの通知を要件として有効とする制限を課した。その後、後者は、消費者保護の高まりから批判を受け、1974年改正で廃止され、UCCC は、抗弁放棄を全面的に無効とすることで消費者保護を実現するものとなった。それと共に、当初は、抗弁切断手段の中でも、流通証券と抗弁放棄のみを規制の対象としていたが、クレジットカード取引や、売主等と与信者とが関連する直接貸付についても、その対象とする。ここに、極めて広範、かつ、消費者保護に資する、抗弁の切断の制限が実現されるのであるが、そうした UCCC は、一部の州で採用されるにとどまり、決して全米の動向を形成するものとはならなかった。

ところで、抗弁放棄を制限する制定法の文言をみても、例えば、UCCC の1968年法典は、「売主等の権利の譲受人は、反対の合意に関わらず

……全ての請求権及び抗弁に服する」と規定しており、必ずしも売主等からの第一の譲受人との関係でのみ、抗弁が接続されるのではなく、その譲受人からさらに債権を譲り受けた転得者に対しても、抗弁が存続することとなる。こうした規律は、債務者と売主等を知らない2番目以降の譲受人に不当な結果をもたらすとの懸念もあり得よう。しかし、この点について、UCCCの起草者は、消費者債権を金融機関から譲り受ける場合、多量の移転(bulk transfer)が通常であり、そのような譲受人は、個々の消費者の抗弁について関心がないと指摘しており、実務上の影響が少ないことを理由に正当化している⁽⁹⁸⁾。

第7章 連邦取引委員会による規制規則

抗弁放棄に影響する連邦の取り組みとして、連邦取引委員会(Federal Trade Commission、以下、FTCという)による規制がある。FTCは、1914のFTC法により、不当な競争方法(unfair methods of competition)を規制するために設立された団体であるが、その後、1938年のウィーラー・リー法による改正で、その規制対象が不当で欺瞞的な行為または慣行(unfair and deceptive acts or practices)にまで拡大され、消費者保護の領域においても規制権限を有することとなる⁽⁹⁹⁾(15 U. S. C. § 45)。

1970年前後の消費者保護の機運の高まりとともに、FTCは、消費者の権利及び抗弁の保護(Preservation of Consumers' Claims and Defenses)に関する取引規制規則(Trade Regulation Rule)を定める。これは、連邦法として、全州に影響力を有する。本章では、規制の背景とその後の展開を扱う⁽¹⁰⁰⁾。

第1節 規制規則の背景

FTCによる消費者の権利及び抗弁の保護に関する規制は、1971年1月から検討が開始され、多数のヒアリング、草案を経て、1975年に成案となり、

その翌年より施行された。起草当時の1970年代前半は、消費者信用取引における、抗弁放棄を含む抗弁切断手段を制約する試みが各州で展開されていた時期である。しかし、その多くが不十分なものであり、また、全米各地で統一性を欠いたパッチワーク的な立法がなされており、消費者の抗弁の保護には、混乱が残されている状況であった。⁽¹⁰¹⁾ FTCの調査、ヒアリングによって、消費者信用取引における抗弁切断手段により多くの紛争が生じていること、様々な物品、サービスの消費者信用取引において紛争が生じていること、抗弁が切断される結果として、消費者は売主等の取引の相手方へののみ、救済を求めることができるが、その倒産、所在不明に際して十分な救済を得られないという事態が生じていることが明らかにされた。⁽¹⁰²⁾ これに関して、FTCは、売主の不履行の危険を負担することが期待できない消費者に負わせている、問題のある取引慣行を行っている商人に商売を続けるために必要な資金を提供することになっている、抗弁放棄が約款に含まれていても交渉力で劣る消費者には適切な主張をすることが期待できない、消費者にとって最も効果的な対応策である支払の停止が認められなくなるという課題を指摘する。⁽¹⁰³⁾ そして、FTCは、消費者販売契約、サービス契約の与信において、買主等の支払義務と売主等の履行義務とを分離する抗弁切断手段を不当な慣行にあたる⁽¹⁰⁴⁾ として、これを制限することとしたのである。

なお、当初は、抗弁切断手段として、HDCの法理、抗弁放棄を用いた抗弁の切断を規制する検討を進めていた。しかし、そうした規制は、売主と関係した与信者が行う直接貸付によって、回避されることが指摘され、また、実際にHDCの法理、抗弁放棄を制限する立法を行った州において、そうした直接貸付が濫用される現象が生じていた。⁽¹⁰⁵⁾ そこで、FTCは、売主と関係した与信者が行う直接貸付も含めて、抗弁の切断を規制することとなった。

第2節 消費者の権利及び抗弁の保護に関する取引規制規則

FTCによる消費者の権利及び抗弁の保護に関する取締規制規則は、連邦規則集(Code of Federal Regulation)に、「消費者の権利及び抗弁の保護」というタイトルで規定されている。

(1) 規則の内容、趣旨

FTCによる抗弁の接続に関する規制は、次のように規定されている。

§ 433.2 債務者の権利及び抗弁の保護、不当または欺瞞的な行為、慣行

消費者に対する物品、サービスの売買または賃貸に関して、連邦取引委員会法に定められた「商業」において、以下の行為は、直接または間接に、売主にとって、その法律のセクション5の意味での不当または欺瞞的な行為、慣行である：

(a) 次に定める条項を10ポイント以上の太字で含んでいない消費者と信契約書を取得し、または、受け取ること：

注意

この消費者と信契約書の所持者は、それによって、または、その代償物により取得した、物品、サービスの売主に対して債務者が主張可能な権利、抗弁に服する。このもとでの債務者による回復(recovery)は、債務者がそのもとで支払った金額を超えるものではない。

もしくは、

(b) 売買代金融資(売買代金融資は本項で定義される)の代償物を、そのような売買または賃貸のための全部もしくは一部の支払いとして受け取ること、ただし、消費者と信契約書がその売買代金融資に関して、以下の条項を、10ポイント以上の太字で含んでいる場合を除く：

注意

この消費者と信契約書の所持者は、その代償物により取得した、物品、サービスの売主に対して債務者が主張可能な権利、抗弁に服する。このもとでの債務者による回復⁽¹⁰⁶⁾は、債務者がそのもとで支払った金額を超えるものではない。

以上の規則は、買主をその対象とすることから買主ルール(Seller Rule)と呼ばれたり、FTCの規則であるから委員会ルール(Commissioner's Rule)と呼ばれたりする。本稿では、FTCルールと呼ぶことにする。⁽¹⁰⁷⁾

FTCは、抗弁の切断が生じている現状について、消費者が特定の取引に

における売主の不正行為の可能性を判断することができる立場にないこと、売主の不履行などにより生じるコストが物品の価格、ローンの金額等には現れておらず、外部化されている（externalize）こと、そうしたコストを消費者に負わせている限りにおいて、原因となった当事者が責任を免れていることを指摘しており、これに対して、価格が社会的コスト（social cost）に近接するときのみ、消費者の市場における選択が社会資源の最適な分配に繋がると考えている。そして、抗弁の接続を企図する FTC ルールの目的を、第 1 に、消費者市場における売主等の不履行等によるコストを、小売流通制度のなかで、できる限り削減すること、第 2 に、そうしたコストを市場から取り除くことができない場合には、そのコストを内部化し（internalize）、消費者によって支払われる価格がより正確に実際の社会的費用（social cost）⁽¹⁰⁸⁾に反映されるようにすることであると説明する。

（2）規則の適用範囲

FTC ルールは、所定の取引において、売主に消費者与信契約書に注意書きが含まれるようにすることを課すものである。その対象となる取引は、「消費者与信契約書（consumer credit contract）」と「売買代金融資（purchase money loan）」という用語により画されている。

前者の「消費者与信契約書」とは、「このセクションの（d）及び（e）に定めのある「売買代金融資」取引または「融資販売（financed sale）」から生じる債務を証明し、または、具体化する証書」と定義される（16 C. F. R. § 433.1（i））。このうち、融資販売（販売融資（financing a sale）ともいう）は、売主自身が与信者となる販売（形式上、寄託、賃貸借であっても、利用の対価としてその財産の総価値と同等以上の支払いをし、なおかつ、追加の約因または名目上の約因で所有者となっている場合を含む）との関係で、消費者が受ける一定金額（かつては25,000ドルであり、2019年現在は57,200ドル）⁽¹⁰⁹⁾を超えない融資をいう。したがって、こうした条件を満たし、売主自身が融資を行い、それについて消費者与信契約書が作成される場合には、広

く FTC ルールの適用対象となる。⁽¹¹⁰⁾ つぎに、売買代金融資とは、消費者信用に関わるコストであり、与信に付随して、もしくは、与信の条件として、直接、間接に支払われ、または、課される融資手数料 (finance charge) と引き換えに、消費者が受領する融資であり、「与信者 (creditor)」に消費者を紹介し (refer)、もしくは、共通の支配、契約、取引上の取り決め (business arrangement) により、債権者と提携している (affiliated) 売主からの物品、サービスの購入 (a purchase) の全部または一部に充当されるものをい⁽¹¹¹⁾う。ここでいう、与信者は、事業の通常の過程で消費者に対して繰延方式の売買代金貸与を行うものをいい、クレジットカード発行会社 (credit card issuer) である場合、及び、融資が一定金額を超える場合は除かれる。⁽¹¹²⁾ 売主が消費者を紹介しているといえるためには、単に買主が与信を受けられる場所についての情報を与えるだけでなく、買主と特定の与信者との間でパイプ役となるような積極的な行為がなければならない。⁽¹¹³⁾ また、提携しているといえるためには、同じ事業主体の一部であるといった共通の支配にあること、売買またはそのための融資について、協調して活動することについて売主と債権者との間での契約があること、もしくは、売買またはそのための融資について、手続き、取り決め等があることが必要である。⁽¹¹⁴⁾ 特に、売主が消費者を紹介するという要件は、売主と融資者との間での親会社子会社、事業提携など公式な関係性を必要としない点で、抗弁に関して規制する範囲を広く認めるもの⁽¹¹⁵⁾である。

FTC ルールの適用範囲は、以上のように規定されているが、規制の対象として想定されている取引類型を念頭に入れることが簡単である。すなわち、FTC ルールは、売買における、約束手形の利用、抗弁放棄の利用、そして、売主が買主のためにアレンジする直接ローンによる与信という 3 つの⁽¹¹⁶⁾場面を広く規制の対象として想定している。

(3) 注意書きの効果

FTC ルールは、売主が当初の与信者となる場合には、「注意書き」を含ま

ない消費者与信契約書の受け取りを禁止し、また、売主等が与信者とはならないが、売主等が紹介または提携しているファイナンス会社、銀行等からの借入金が元手となり支払いがなされるような売買代金与信の場合には、注意書きが含まれていない消費者与信契約書に基づいて買主が取得した金銭による支払いを受領することを禁止している。すなわち、売主に、買主がサインする与信契約書に注意書きが含まれるようにすることを要請している。そうした要請に反する売主は、不当または欺瞞的な行為、慣行を行ったものとされる⁽¹¹⁷⁾。

「注意書き」には、その消費者与信契約書に基づく債権の債権者に対して、買主の有する権利、抗弁を対抗することができる旨が規定されている。そのような「注意書き」は、消費者信用契約の一部を構成するものであり、買主は、売主に対してだけでなく、直接貸付の債権者、及び、債権の譲受人に対しても、当初の債権者である売主に対して有していた権利、及び、抗弁を対抗することができる。

また、注意書きの効果により、買主による回復の請求も、支払済みの限りで認められている。すなわち、買主は、債権の譲受人からの請求に対して抗弁、請求権をもって履行を拒むだけでなく、債務の弁済として既になした支払いについても、譲受人に対して積極的に返還請求をすることができる⁽¹¹⁸⁾とされる。ただし、売主等との関係で生じた既払分を超える損害の賠償請求等は認められない。

譲受人に対する積極的な回復の請求を買主に認めることには、単に買主が抗弁の存在に気付かずに債務を履行してしまった際に、その既払分の返還を請求できるということ以上の意義がある。売主に対する抗弁等を根拠に支払いを拒否する買主に対して、与信者は、支払いを求めて訴訟を提起する、抗弁等を有効なものとして認めて諦める、債務不履行を理由として、クレジットの信用度を落とすという3つの選択肢がある。買主にとっては、譲受人がこのうち最後の選択肢をとる場合が問題となるが、買主は、積極的な回復請

求が認められることにより、支払いを継続し、信用度が低下することを回避した後に既払分の返還を請求すること、もしくは、支払いを拒絶し、信用度が低下したとしても、その回復を請求することが可能になるとされる⁽¹¹⁹⁾。

注意書きは、10ポイントのフォントサイズで太字であることが要求されている。このことは、抗弁等が接続されることを強調し、与信契約書の読み手にそのことを明確に認識させることを企図している。起草の経過をふまれば、消費者のための配慮であると考えられる⁽¹²⁰⁾。もっとも、そうした強調は、消費者に限らず、消費者与信契約書を譲り受けようとする者にも、抗弁の接続を認識させるものである。

(4) FTC ルール違反の効果

問題となるのは、FTC ルールに違反して、注意書きが不存在のときである。消費者である買主に対して売買代金の与信を行う売主が、その与信契約書に注意書きの記載を怠る、もしくは、売主が紹介、提携する与信者の金銭消費貸借契約書に注意書きが含まれていないにもかかわらず、買主がその金融機関から物品の購入のために受けた貸付金で、その売主に対して支払いを行うという場面において、与信者との関係で、買主の抗弁等はどのように扱われるか。

まず、FTC ルールが制定された当時の議論では、このような場面で、買主は、抗弁を主張して、売主からの請求を拒むことはできず、ただ、FTC の執行手続の中でのみ、抗弁等の存在が主張されるのみであるとされた⁽¹²¹⁾。FTC は、売主に書類の提出を求めたことにより調査官が売主の違反行為を現地調査によって発見した場合、もしくは、消費者の訴えを受けて担当官が正式な調査が必要であると判断した場合にのみ、ルールに違反する売主に対応する。FTC は、ルール違反が明らかになった場合には、調査とそれに基づく改善命令 (cease-and-desist order) を行い、そして、その改善命令に違反したことによる、最大10,000ドルの罰金を科すことができる (15 U. S. C. § 45 (b)、(1))⁽¹²²⁾。もっとも、FTC の執行手続は、そのリソースに限りが

あり、また、個別の損害を賠償させるためではなく、公共のために将来の違反を抑制するために行われるものとされているから、FTC ルールに違反する全ての事案に手続きが開始されるわけではなく、あくまで FTC の裁量によって選択的に行われるに過ぎない。それゆえ、FTC による救済が不十分であると、夙に指摘されている⁽¹²³⁾。

FTC ルールの強制力が不十分である一方で、消費者自身による私法上の救済手段が存在しないことから、学説は、FTC ルール違反が生じている場合に、連邦法のルールから私法上の訴訟原因を生じさせるインプリケーション理論 (doctrine of implication) を認める、譲受人である与信者が悪意 (bad faith) であるとして、抗弁切断の効果を否定するなどといった方法で、債務者の抗弁等を保護する解決を示している⁽¹²⁴⁾。一部では、そうした解決によって、請求を認める判例も現れている⁽¹²⁵⁾。また、FTC ルールによって、各州制定法における抗弁切断方法の制限が緩和されるものではないから、その効果により、抗弁が接続される余地もある⁽¹²⁶⁾。

もっとも、FTC ルールとしては、注意書きが不存在の場合には、消費者は、あくまで FTC の執行手続において救済を得られるのみであり、与信者との関係で、その請求に対し抗弁等を主張し、もしくは、既払分の返還を請求することは難しいものとの考えが一般的であった。こうした状況は、1999 年の UCC 第 9 編の改正、及び、それに次ぐ 2002 年の UCC 第 3 編の改正により大きく変わる。UCC 第 9 編の改正により、債権譲渡に伴う抗弁放棄を規定する § 9-403 には、次の内容が追加された。

(d) [消費者取引における要求されたステートメントの脱落]

消費者取引において、あるレコード (record) が第三債務者の債務を証明しており、本編以外の法が、第三債務者が当初の債権者に対して主張することのできた請求権または抗弁に譲受人の権利が服するという趣旨のステートメントをレコードが含むことを要求しており、そして、そのレコードがそうしたステートメントを含んでいない場合には：

- (1) そのレコードは、あたかもそうしたステートメントを含んでいるかのように、それと同様の効果を有する；また、
- (2) 第三債務者は、譲受人に対して、レコードがそうしたステートメントを含んでいたならば主張することができたであろう、それらの請求権、及び、抗弁を主張することができる。

ここでいうレコードには、消費者与信契約書が含まれており（UCC § 9-102 (a) (70)）、まさに、FTC ルールの注意書きが不存在である場合に関する規定である。これによれば、注意書きが不存在の場合であっても、債務者は、譲受人に対して、その請求権及び抗弁を主張することができることになる。⁽¹²⁷⁾ また、譲受人に対する請求権及び抗弁を規定する § 9-404にも、FTC ルールの注意書きが不存在の場合に、その注意書きが存在するのと同様に、譲受人に対して、返還請求をすることができる旨の規定が新設された（*Id.* § 9-404 (d)）。さらに、その後の2002年の UCC 第 3 編の改正により、流通証券の HDC の法理についても、足並みをそろえる形で、同様の趣旨の規定が設けられている（*Id.* § 3-305⁽¹²⁸⁾ (e)）。

これらは、注意書きが不存在の際に、その実効性に疑義が生じる FTC ルールについて、UCC を介して、注意書きの効果を確実にするものである。これによって、消費者は、注意書きの有無にかかわらず、FTC による執行手続を待たずして、与信者からの請求に対し、請求権及び抗弁を対抗することができる。

(5) 抗弁放棄との関係性

本稿の関心からは、FTC ルールのもとで、その注意書きと相いれない抗弁放棄がどのように扱われるかが問われることとなる。ここで問題となるのは、注意書きと併存する抗弁放棄条項の効力である。この点、従来の立法の試みと異なり、FTC ルールは、直接に抗弁放棄を規制しておらず、それゆえ、解釈に委ねられることになる。

学説の中には、注意書きが追加の文言により修正される場合には、その契

約が注意書きを含んだものとならないとするガイドラインの見解に基づき、抗弁放棄の合意が優先し、注意書きによる抗弁等の保護は生じないとして、抗弁放棄を有効とするものがある⁽¹²⁹⁾。実際に、FTC ルールの注意書きに抗弁放棄を優先させる判例も存在する⁽¹³⁰⁾。

しかし、既に述べたように、FTC ルールが規制しようとしてきた3つの取引類型のうち1つが、まさに抗弁放棄を用いたものである。そうした規制規則の起草趣旨からいえば、FTC ルールの注意書きと併存する抗弁放棄の効果を否定する立場も有力である。その立場から抗弁放棄を否定する判例も存在する⁽¹³¹⁾。

なお、前述の1999年のUCC第9編の改正においても、規定上で明確にされていないが、起草者コメントは、「(d) は、その適用のある消費者取引における抗弁放棄条項を無効にする」としており、少なくとも、注意書きが存在する場合において、抗弁放棄の効力を否定することが示唆されている⁽¹³²⁾。注意書きが存在しない場合ですら抗弁放棄の効果が否定されるのであるから、注意書きと併存する抗弁放棄についても、その効力は否定されようべきであろう。

第3節 連邦取引委員会の規制規則に対する評価

FTC ルールの導入は、それまでの抗弁放棄を含む抗弁切断方法の利用にどのような影響を与えたのであろうか。

FTC ルールの検討段階においては、抗弁の切断が認められなくなることで、消費者に対する貸付が減少し、消費者の購入方法が制限されるとの批判がみられた⁽¹³³⁾。しかし、意外なことに、規制の導入後には、FTC ルールを前向きに評価する立場が有力である。消費者取引において、抗弁の切断は、必ずしも必要な要素ではなく、抗弁の切断がなくとも、消費者は、金融機関から売買代金の借り入れをすることができており、批判的な立場が想定していたような消費者市場に対する壊滅的な影響（catastrophic impact）は生じ

ていないといわれている。⁽¹³⁴⁾ FTC ルールに対して、与信者である金融機関は、ある特定の取引に対する与信を行わないとすること、売主に対して償還請求することができるようにアレンジすること (with recourse)、もしくは、抗弁等を理由に履行がなされない場合の損失をカバーするために、保険をかける、または、与信の利率を上げることによって、対応することができる⁽¹³⁵⁾とされる。そうした FTC ルールの積極的な評価を踏まえて、規制の最終段階として実現されたのが、1999年 UCC 第 9 編、2002年同第 2 編改正である。このように、アメリカ合衆国においては、消費者取引における抗弁放棄、そして、抗弁切断手段一般に対する制限は、与信者であるファイナンス会社、銀行等による、抗弁の切断に依拠しない実務という手当もなされ、広く受け入れられているものといえる。

第4節 小括

各州制定法が複雑多様化しているなか、FTC ルールは、消費者の抗弁、請求権の保護に関して、全米で統一した規制規則を実現した。それによれば、消費者の有する抗弁等が契約の譲受人に対抗される旨の注意書きを与信契約書に含めることを、売主が義務付けられる。これは、消費者与信において問題となっていた抗弁切断条項とは真逆の抗弁接続条項による解決といえる。

しかし、そうした FTC ルールに違反して注意書きが不存在であったり、抗弁切断条項が用いられたりという事態も生じていたが、FTC ルールに違反が生じるときであっても、FTC による手続きが可能であるのみで、消費者自身が抗弁に基づいて譲受人からの請求を拒否するといった私法上の救済が認められていないという課題があった。この点、FTC ルール、そして、消費者与信における抗弁の接続が、実務上で次第に受け入れられていくなかで、最終的に、1999年の UCC の改正により、FTC ルールの対象取引においては、注意書きが不存在の場合であっても、抗弁の接続が認められ、また、

抗弁の放棄は制限されることとなる。これをもって、長きにわたる抗弁の放棄、抗弁切断方法を巡るアメリカ法上の課題は、解決されたこととなる。

第8章 おわりに

本稿では、アメリカ法における抗弁放棄の展開を検討してきた。アメリカ法上は、抗弁放棄の利用が始まってから約90年間の長きに及び、その効力が判例上、制定法上で争われてきた。もっとも、抗弁放棄がホットスポットとなってきた直接の要因は、消費者保護にあたり抗弁の切断を規制する直接の管轄が各州にあり、全米で一貫した解決を実施することが難しかったという特殊アメリカ法的事情があるからに他ならない。最終的に、FTCによる連邦レベルでの規制規則と全州で採用されているUCCの改正との協同により、解決をみたことは極めて興味深い。

そうした特殊アメリカ法的事情に端を発した抗弁放棄を巡る鮮やかな展開は、直ちに日本法の参考となるものではないかもしれない。本稿で検討してきたアメリカ法上の課題について、日本法上は、割賦販売法が有効に作用する場面が多いからである。しかし、それでもなお、いくつかの点でアメリカ法は、我が国の議論に示唆を与える。

アメリカ法においては、抗弁放棄と流通証券のHDCの法理との関係性が意識されていた。それは、抗弁放棄が公序に反して無効であるとする基礎付けの1つとして、流通証券として認められていないものに、抗弁の切断という流通証券に生じる効果を与えることを消極的に評価する場面で現れていた。また、UCCにおいては、譲受人に対する抗弁放棄と流通証券のHDCとの足並みが揃えられており、有償、信義誠実、特定事項に関する善意等の要件が両者に課され、また、要件を充たす場合であっても、未成年、強迫などを理由とする物的抗弁には、抗弁の切断が生じえないものとされた。日本法においても、高い流通性を有する有価証券と抗弁放棄とのバランスを調整するべきではないかという疑義は呈されているところであり、特に、悪意の

抗弁（改正民法第520条の6など）との関係性が指摘されている。⁽¹³⁶⁾ そうした要件面だけでなく、物的抗弁にも放棄の効果及ぶか否かの検討が必要であろう。⁽¹³⁷⁾ 債権の抗弁放棄と有価証券との関係性は、今後の課題となる。

消費者保護の観点からの抗弁放棄の制限は、日本法上、割賦販売法により扱われている。⁽¹³⁸⁾ アメリカ法上は、対象となる与信の範囲が徐々に広がってきたが、これと同様のことは日本法の割賦販売法にもみられる。すなわち、昭和59年改正により抗弁の接続に関する規定が創設されて以来、平成11年改正でローン提携販売にも同様の規定が新設され、また、平成20年改正で指定商品・指定役務制が廃止されて、すべて商品販売、役務提供が対象とされるようになった。現在までに、その適用対象に賛否はあるものの、消費者の抗弁の保護が広くなされているといえる。⁽¹³⁹⁾ 同法によれば、あっせん業者等に対して抗弁を對抗することができることとされ、それに反する特約で購入者、役務提供を受ける者に不利なものは、無効とされる（割賦販売法30条の4、35条の3の19、29条の4）。債権譲渡を用いた三者型クレジット契約のスキームも信用購入あっせんにあたりと解されているから、改正民法のもとにおける抗弁放棄もまた、割賦販売法の適用がある限り、無効とされることになる。

ただし、その保護の方法は、あくまであっせん業者との関係で、商品の販売者、役務提供者との間での抗弁放棄を無効とするものにすぎず、そのあっせん業者から債権が譲渡される時、譲受人との関係で抗弁が保護されない点には注意が必要である。⁽¹⁴⁰⁾

また、割賦販売法上の抗弁の接続によっては、支払拒絶が認められるのみで、既払分の返還が認められるわけではない。これに関しては、割賦販売法の平成20年改正により、訪問販売等5類型による販売等における個別クレジット契約の勧誘に際して、販売業者等が定められた事項について不実告知または不告知を行った場合に、それにより誤ってクレジット契約を締結した購入者等に、その取消しが認められるようになり（割賦販売法35条の3の13-35条の3の16）、これにより、既払分の返還請求が可能となったが、あくま

で訪問販売等5類型に限られる。しかし、そうした限定をせず、広く既払分の返還請求を認めるべきであるという主張もなされているところである。⁽¹⁴¹⁾これに対して、アメリカのFTCルールは、債権の譲受人が抗弁および請求権に服する旨を契約の文言に含むこと、すなわち、抗弁放棄条項と真逆の抗弁等の接続条項の挿入を広く義務付けている。それにより、単に抗弁等が対抗可能であるとするだけでなく、既払分の請求が可能となっている。また、抗弁接続条項は、消費者の抗弁、請求権について、消費者自身にもその行使の余地があることを認識させるものであると、同時に、債権の譲受人にその予測可能性を与える。こうしたFTCルールの工夫は、立法論の観点から参考になりうる。

このようにアメリカ法から若干の示唆もあるところであり、今後の我が国における抗弁放棄を検討する一助としたい。

(71) 各州制定法による抗弁放棄の規制は、消費者保護の高まりとともに、1970年前後に著しく進展する。1972年の時点で、37州が何らかの形で消費者取引における抗弁放棄を制限しているという。なお、流通証券のHDCの法理に対する制限も進展しており、このときまでに34州で立法がなされているとされる。See Note, *Implied Consumer Remedy under FTC Trade Regulation Rule-Coup De Grace Dealt Holder in Due Course*, 125 U. PA. L. REV. 876, 883 (1977). See also BARBARA A. CURRAN, TRENDS IN CONSUMER CREDIT LEGISLATION 312-322 (1965).

(72) N. Y. PERS. PROP. LAW § 403(3) (1962).

(73) See Skilton & Helstad, *supra* note 59, at 1484-1485.

(74) ALASKA STAT. § 45.10.140 (1962); NEV. REV. STAT. 97.275 (1965).

(75) See Navin, Jr., *supra* note 14, at 536-538.

(76) 抗弁放棄を扱うものではないが、UCCCに関する研究として、竹内昭夫「アメリカの消費者信用保護立法について」アメリカ法1971年1号1頁、23-27頁、桶舎典哲「アメリカ統一消費者信用法典（Uniform Consumer Credit Cord）の目的と規制の構造」クレジット研究23号115頁以下（2000）がある。また、抗弁に関しては、桶舎（一）・前掲注（6）153-157頁がある。

- (77) See George R. Richter Jr., *The Uniform Consumer Credit Code of the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws*, 24 BUS. LAW. 183, 185-187 (1968).
- (78) See Robert L. Jordan & William D. Warren, *The Uniform Consumer Credit Code*, 68 COLUM. L. REV. 387, 387 (1968).
- (79) ただし、当事者間で販売が UCCC の規定に服すると書面で合意がなされていないときで、クレジットカードによってなされる場合と、手数料が10%を超えない、土地に対する権利の売買の場合を除く。UCCC § 2.106 (2)。
- (80) この場合も、クレジットカードによってなされる場合を除く。*Id.*
- (81) *Id.* § 2.404 [ALTERNATIVE A] cmt.
- (82) UCCC の起草過程において、当初の委員会の見解は、選択肢 A のみで一致していたが、1967年の NCCUSL 年次総会において、そのフロアから、完全な流通性を認めるものと選択肢 A との折衷案として選択肢 B に相当する案が提示され、それを受けて、2つの選択肢が設けられることとなった。See Jordan & Warren, *supra* note 67, at 436; Edward J. Murphy, *Another Assault upon the Citadel: Limiting the Use of Negotiable Notes and Waiver-of-Defense Clauses in Consumer Sales*, 29 OHIO ST. L. J. 667, 682-685 (1968).
- (83) UCCC § 2.404 [ALTERNATIVE B] cmt.
- (84) Jordan & Warren, *supra* note 78, at 434-435.
- (85) See William E. Hogan, *Integration the UCCC and the UCCC – Limitations on Creditor’s Agreements and Practice*, 33 LAW & CONTEMP. PROBS. 686, 688 (1968).
- (86) 起草過程で争いの中心になったのは、流通証券の利用の制限ではなく、抗弁放棄の制限であった。両者が同一の問題意識から提案されたものであったにも関わらず、抗弁放棄の制限のみが激しく争われた背景には、当時の売買代金融資実務においては、流通証券を利用するのではなく、抗弁放棄を用いることが一般的となっていたためではないかという指摘がある。See Murphy, *supra* note 82, at 681.
- (87) See UCCC (1968) § 2.403 cmt.
- (88) See Robert L. Jordan & William D. Warren, *A Proposed Uniform Code for Consumer Credit*, 8 B. C. INDUS. & COM. L. REV. 441, 456 (1967); William D. Warren, *The Uniform Consumer Credit Code*, 24 BUS. LAW. 209, 215-216 (1968). See also Jordan & Warren, *supra* note 78, at 436.
- (89) UCCC, Revision of the 1868 Text, at iii-v (1974); Fred H. Miller & William

- D. Warren, *A Report on the Revision of the Uniform Consumer Credit Code*, 27 OKLA. L. REV. 1, 2-4 (1974).
- (90) THE NATIONAL COMMISSION ON CONSUME FINANCE, CONSUMER CREDIT IN THE UNITED STATES 34-38 (1972).
- (91) See Philip J. Murphy, *Lawyers for the Poor View the UCCC*, 44 N. Y. U. L. REV. 298, 319-320 (1969); Neil O Littlefield, *Preserving Consumer Defenses: Plugging the Loophole in the New UCCC*, 44 N. Y. U. L. REV. 272, 290-292 (1969); Barkley Clark, *The Uniform Consumer Credit Code: Assessing Its Impact upon One State and Plugging Its Loopholes*, 18 U. KAN. L. REV. 277, 297 (1970). See also Leona M. Hudak & Robert Carter, *The Erosion of the Holder in Due Course Doctrine: Historical Perspective and Development - Part II*, 9 U. C. C. L. J. 235, 241-242 (1977).
- (92) See UCCC, Revision of the 1868 Text, at viii (1974); Miller & Warren, *supra* note 89, at 10.
- (93) 債務者からなされた抗弁等に関する通知について、譲受人側で何らかの書面での記録がなされるのが通常の手続きである。この規定により、譲受人には、債務者の口頭での通知を受けて自身で書面の記録を作成する、もしくは、債務者に書面を要求するという2つの選択肢が与えられることになる。See RUCCC § 3.404 cmt. 2.
- (94) See, e. g., Comment, *Preserving Consumer Defenses in Credit Card Transactions*, 81 YALE. L. J. 287 (1971).
- (95) See Leona M. Hudak & Robert Carter, *The Erosion of the Holder in Due Course Doctrine: Historical Perspective and Development - Part I*, 9 U. C. C. L. J. 165, 178-179 (1976).
- (96) See RUCCC, Revision of the 1868 Text, at ix-x (1974); Fred H. Miller & William D. Warren, *1974 Uniform Consumer Credit Code*, 23 U. KAN. L. REV. 619, 643 (1975); Miller & Warren, *supra* note 89, at 12.
- (97) See Littlefield, *supra* note 91, at 292-297. このような直接貸付には、様々な名称がある。売主が買主を与信者のもとへ連れていくことから、「体を引いていく (drag the body)」取引であるとされ、もしくは、売主が与信者と関連していることから「売主関連貸付 (vendor-related loan)」とも呼ばれる。
- (98) See Jordan & Warren, *supra* note 78, at 436.
- (99) See Miles W. Kirkpatrick, *The Federal Trade Commission as a Consumer*

Protection Agency, 15 ANTITRUST BULL. 333, 333-335 (1970).

(100) FTC ルールを中心にアメリカ法の状況を紹介するものとして、国民生活センター「消費者金融業者利用の販売信用における支払停止の抗弁をめぐるトラブル」55-59頁(1997年11月)(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-971121_1.pdf、2019年10月6日最終閲覧)がある。

(101) *See, e. g.*, Note, *The FTC's Preservation of Consumers' Claims and Defenses: Consumer Security or Consumer Fraud?*, 11 VAL. U. L. 263, 274 (1977); J. Wesley Merritt, *New FTC Rule: Preservation of Claims and Defenses in Consumer Credit Transactions-Uniform Protection Comes to the Scene*, 9 U. C. C. L. J. 65, 72 (1976).

(102) 40 Fed. Reg. 53509-53512 (1975).

(103) 40 Fed. Reg. 53509 (1975). *See also* Homer Kripke, *Consumer Credit Regulation: A Creditor-Oriented Viewpoint*, 68 COLUM. L. REV. 445, 472 (1968).

(104) *See* 40 Fed. Reg. 53522 (1975).

(105) *Id.* at 53514-53515.

(106) 16 C. F. R. § 433.2 (2019).

(107) 以下では、FTC ルールにおける「買主」の定義には、売買契約の買主に加えて、賃貸借契約の賃貸人も含まれることから、両者を合わせて単に「買主」という。それに対応して、「売主」には、賃貸借契約の賃借人も含むこととする。

(108) *See id.* at 53522-53523.

(109) *See* 16 C. F. R. § 433.1 (e) (2019); 12 C. F. R. §§ 1026.2 (16), 226.3 (2019). *See also* 41 Fed. Reg. 20024 (1976).

(110) *See* FTC, STAFF GUIDELINES ON TRADE REGULATION RULE CONCERNING PRESERVATION OF CONSUMERS' CLAIMS AND DEFENSES 10 (1976) [hereinafter cited as STAFF GUIDELINES].

(111) *See* 16 C. F. R. § 433.1 (d) (2019); 12 C. F. R. § 1026.4 (2019). *See also* 41 Fed. Reg. 20025-20026 (1976).

(112) 16 C. F. R. § 433.1 (c), (d) (2019); 12 C. F. R. §§ 1026.2 (16), 226.3 (2019).

当時、少なくとも3州において、クレジットカード契約における抗弁放棄を制限する規定が設けられており、FTC ルール起草の際にも、クレジットカード契約を対象とすることが前向きに検討された。しかし、クレジットカードが用いられる際に、実際に抗弁放棄を理由に消費者が損害を受けるケースが少ないこと、クレジッ

- トカード発行会社に対する抗弁放棄を制限する公正信用決済法（Fair Credit Billing Act）が当時検討されていたことから、FTC ルール適用の対象としないこととなった。なお、同法は、その後立法され、クレジットカード所有者の居住する州内またはクレジットカード発行会社から100マイル以内でなされた50ドルを超える購入について、抗弁放棄が禁止されている。これにより、消費者は、旅行先等を除けば、高額を支払いの大半について、クレジットカード会社に対して抗弁を主張することができる。See 12 C. F. R. § 1026.12 (c) (2019).
- (113) See STAFF GUIDELINES, *supra* note 110, at 14-15; 41 Fed. Reg. 34596 (1976).
- (114) See STAFF GUIDELINES, *supra* note 110, at 15-18; 16 C. F. R. § 433.1 (f), (g) (2019).
- (115) See Note, *supra* note 71, at 889.
- (116) See STAFF GUIDELINES, *supra* note 110, at 4-5; 40 Fed. Reg. 53507-53508 (1975).
- (117) FTC ルールは、売主に注意書きに関する義務を課すが、与信者である銀行及びファイナンス会社に対して義務を課すことの方が端的であるように思われる。しかし、FTC ルールの起草当時、与信者の代表格である銀行に対する管轄が連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board）にあり、FTC による規制の対象とならなかつたことから、そうした規制の仕方は不可能であった。その後、1975年のFTC Improvement Act により、FRB が銀行に対して FTC と同一の規則を発令することで、銀行に対する規制が可能となったため、FTC ルールの制定と同時に、与信者に対しても規制規則を課すことで、与信者に注意書きに関する義務を課す改正が提案された。しかし、そうした提案は、現在までに実現しておらず、注意書き記載の要請は売主にのみを対象としている。See 40 Fed. Reg. 53530 (1975); Donald W. Garner & Darrell W. Dunham, *FTC Rule 433 and the Uniform Commercial Code: An Analysis of Current Lender Status*, 43 Mo. L. REV. 199, 203 (1978).
- (118) See STAFF GUIDELINES, *supra* note 110, at 6-7.
- (119) See Note, *supra* note 101, at 277. See also 40 Fed. Reg. 53526-53527 (1975).
- (120) フォントについて述べた後に、「注意書きの言葉遣いは法律적であるが、ほとんどの消費者によって理解されるものとする。」という。Id. at 53526
- (121) See Note, *supra* note 101, at 279; William F. Greenhalgh, *The FTC's Holder-in-Due-Course Rule: An Ineffective Means of Achieving Optimality in the Consumer Credit Market*, 25 UCLA L. REV. 821, 853-854 (1978). See also

- Bott v. Holiday University Inc., 1976 WL 1283, 22 Fed. R. Serv. 2d 615 (D. D. C. 1976); Note, *Federal Trade Commission Act*, 11 GA L. REV. 200 (1976).
- (122) その後、1975年の Federal Trade Commission Improvement Act によって、FTC は、契約の解除、変更、給付した財産の返還、損害賠償などの方法によって、消費者の損害の回復を実現することが認められるようになる (15. U. S. C. § 57b)。しかし、これらの方法も、あくまで FTC による執行方法であるから、その裁量にゆだねられており、また、消費者自身による私法上の救済を可能にするものではない。
- (123) See Note, *supra* note 101, at 294-299; Greenhalgh, *supra* note 121, at 856-858; Michael Talmadge Lewis & Gregg Lindsey Spyridon, *Preservation of Consumer Claims and Defenses: Millers Tale Tolled by FTC (or is it)*, 47 Miss. L. J. 768, 779-781 (1976)
- (124) See Note, *supra* note 101, at 299-312; Garner & Dunham, *supra* note 117, at 212-232; Note, *supra* note 115, at 896-915. 与信者の悪意に根拠を求める立場からは、消費者が請求を受けた際の抗弁等の主張を認めるのみであるが、インプリケーション理論の適用を認める立場からは、消費者による既払分の返還請求権までも認めることになろう。
- (125) See, e. g., *Associates Home Equity Services, Inc. v. Troup*, 343 N. J. Supper 254, 778 A. 2d 529 (N. J. Super. Ct. App. Div. 2001).
- (126) See 15 U. S. C. § 57a (e) (5) (A). See also John L. Mendez, *The New FTC Trade Regulation Rule on Holder in Due Course*, 13 HOUS. L. REV. 789, 796-797 (1976); Ralph J. Rohner, *The F. T. C. Does Lord Mansfield In*, 62 A. B. A. J. 372, 374 (1976).
- (127) See UCC § 9-403 cmt. 5 (2019).
- (128) FTC ルールと UCC 第 3 編の規定の調整は1990年改正でも行われている。すなわち、FTC ルールが要求する文言が流通証券上に記載される場合に、その文言の効果として HDC の法理が否定される理由について、当時の有力説は、証券が請求権及び抗弁の主張を条件とする (conditional) ものとなり、その結果として、流通性を失う (non-negotiable) になると解していた。しかし、そのような理解によると、当該証券について、HDC の法理が否定されるだけでなく、そもそも UCC 第 3 編の規律が全く及ばないという過剰な結果をもたらすとの懸念があった。この点、1990年改正により導入された § 3-106 (d) は、FTC ルールの文言により証

- 券が条件付きとはならないこと、そして、UCC 第3編の規律が除外されないことを確認している。See Charles C. Lewis, *A North Carolina Preview of the Revised (1990) Article 3 of the Uniform Commercial Code*, 13 CAMPBELL L. REV. 259, 279-280 (1991). また、野口明宏「流通証券と注意書きの記載」法学新報107巻11=12号437頁以下（2001）が参考となる。
- (129) See Note, *supra* note 101, at 278-289.
- (130) *E. g.*, *Blackmon v. Hindrew*, 824 S. W. 2d 85 (Mo. App. 1992).
- (131) *E. g.*, *Lewis & Spyridon*, *supra* note 123, at 774-775; *Hinojosa v. Castellow Chevrolet Oldsmobile, Inc.*, 678 S. W. 2d 707, 40 UCC Rep. Serv. 1154 (Tex. App. 1984); *Hernandez v. Forbes Chevrolet Co.*, 680 S.W.2d 75 (Tex. App. 1984). FTC もこの立場に親和的である。See 84 Fed. Reg. 18714 (2019).
- (132) UCC § 9-403 cmt. 5 (2019).
- (133) See 40 Fed. Reg. 53517 (1975).
- (134) See WHITE, SUMMERS & HILLMAN, *supra* note 22, § 18:1. See also 8 Hawkland UCC Series § 9-206 : 4 (2019).
- (135) See WHITE, SUMMERS & HILLMAN, *supra* note 22, § 18:28.
- (136) 法制審議会民法（債権関係）部会第45回会議事録52頁〔神作幹事発言〕、潮見佳男ほか『Before/After 民法改正』273頁（弘文堂、2017）〔和田勝行〕。
- (137) 物的抗弁の範囲は、解釈に委ねられており論者による違いがあるが、意思無能力、絶対的強迫、制限行為能力が含まれることに争いはないとされる（早川徹『手形・小切手法』133頁（新世社、2018））。それらの物的抗弁が問題となるときには、抗弁放棄の意思表示それ自体も、同様の理由から無効とされる可能性が高い。今後は、有価証券との均衡を意識しつつ、道垣内・前掲注（4）のように、放棄可能な抗弁を抗弁事由ごとに検討していくべきであろう。
- (138) 割賦販売法上の抗弁の接続は、消費者保護の社会的要請から私法上の特則として置かれている。田中秀明「割賦販売法改正と抗弁権の接続」金法1083号20頁、21頁（1985）、成田公明『『割賦販売法施行令の一部を改正する政令』について』ジュリ826号52頁、53頁（1984）。
- (139) 割賦販売法の適用対象外である弁済期が2カ月以内のローンを提供するサービスが、近年用いられるようになってきていることには注意が必要であろう。
- (140) 例えば、消費者に対するクレジット債権が証券化、流動化される場面では、SPV等が新たな譲受人として現れることが想定される。割賦販売法の適用を受け

ないSPV等は、抗弁放棄により消費者の抗弁を免れることができることになる。消費者保護の観点から、そうした抗弁放棄は否定されるべきであろう。もっとも、証券化、流動化の場面において、売主に対する抗弁をもって履行を拒否することにより生じる債権の希薄化という加盟店リスクは、ショッピングクレジット債権の買戻しをさせる、加盟店分散をするといった方法により対応されている。したがって、抗弁放棄が不可欠とされているわけではなく、消費者による抗弁放棄を全面的に廃止することによる、実務上の影響は少ないものと思われる。このことは、アメリカ法においても同様であった。西村あさひ法律事務所編『資産・債権の流動化・証券化』226頁(きんざい、2016)、株式会社日本格付研究所「割賦債権・カードショッピングクレジット債権」(2012年6月1日)

(https://www.jcr.co.jp/pdf/dm28/Installment_Receivables20120601.pdf、2019年10月6日最終閲覧)。

- (141) 川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求」クレジット研究40号62頁、91-93頁(2008)など。